

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第58号、8月22日交付）

法律の概要

平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し平成25年3月31日までの間、国が支援措置を講ずるもの。

改正の必要性

計画策定時の見込み以上の量の産業廃棄物が確認されたなどの理由から、都道府県等が平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案がある。

事案の発覚の遅れ等の事情から、現時点では特定支障除去等事業として国による支援の対象となっていないものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。

都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成25年以降も引き続き支援措置が必要。

改正内容

- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）の有効期限（平成25年3月31日）を平成35年3月31日まで延長する。
- (2) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- (3) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。